

新旧対照表

県地域防災計画（現行）	県地域防災計画（修正案）	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成25年<u>2月27日改定</u>。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成25年<u>9月5日改定</u>。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の最終改定日を更新
<p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>社団法人</u>岐阜県トラック協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策人員、輸送の確保 <p>(3) から (7) 略</p> <p>(8) <u>社団法人</u>岐阜県バス協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時における自動車による人員の緊急輸送 	<p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般社団法人</u>岐阜県トラック協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策人員、輸送の確保 <p>(3) から (7) 略</p> <p>(8) <u>公益社団法人</u>岐阜県バス協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時における自動車による人員の緊急輸送 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の変更に伴う修正

新旧対照表

県地域防災計画（現行）	県地域防災計画（修正案）	修正理由
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第3節 原子力防災専門官との連携</p> <p>県は、地域防災計画（原子力災害対策計画）の策定、原子力事業者の防災対策に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、県民等に対する原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制、防護対策・広域連携等（避難計画の策定を含む）の緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>県は、地域防災計画（原子力災害対策計画）の策定、原子力事業者の防災対策に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、県民等に対する原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制、防護対策・広域連携等（避難計画の策定を含む）の緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p> <p><u>また、県は、緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリング訓練、事故時の緊急時モニタリングや関係府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図るものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁に地方放射線モニタリング対策官が置かれたことから、同対策官との連携について追加
<p>第4節 情報の収集、連絡体制等の整備</p> <p>2 情報の分析整理と活用体制の整備</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料の対策本部等への備え付け</p> <p>略</p> <p>[整備を行うべき資料]</p> <p>①原子力事業所及び施設に関する資料</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>②社会環境に関する資料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、<u>災害時要援護者等</u>の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウからカ 略</p> <p>③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>イからオ</u> 略</p> <p>④防護資機材に関する資料</p> <p>アからウ 略</p> <p>⑤緊急事態発生時の連絡体制に関する資料</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ア及びイ</u> 略</p> <p>⑥避難に関する資料</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>第4節 情報の収集、連絡体制等の整備</p> <p>2 情報の分析整理と活用体制の整備</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料の対策本部等への備え付け</p> <p>略</p> <p>[整備を行うべき資料]</p> <p>①原子力事業所及び施設に関する資料</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>②社会環境に関する資料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、<u>要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）</u>の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウからカ 略</p> <p>③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図（モニタリングルート図）</u></p> <p><u>ウからカ</u> 略</p> <p>④防護資機材に関する資料</p> <p>アからウ 略</p> <p>⑤緊急事態発生時の連絡体制に関する資料</p> <p><u>ア 原子力事業者の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統等）</u></p> <p><u>イ及びウ</u> 略</p> <p>⑥避難に関する資料</p> <p>ア及びイ 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、同法で規定される用語（「要配慮者」）に修正 県モニタリングマニュアルに示すモニタリングポスト配置図等を備え付け書類として追加 原子力事業者防災業務計画に規定される事業者の緊急時対応組織に関する資料を備え付け書類として追加
<p>第6節 組織体制等の整備</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1) 原子力災害警戒体制</p> <p>県は、次の場合に、原子力災害警戒体制をとる。（第3章 第2節参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において<u>警戒事象</u>が発生した旨の<u>連絡</u>があったとき <p>(2) 原子力災害警戒本部体制</p> <p>県は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。（第3章 第2節参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における<u>特定事象発生の通報</u>があったとき 	<p>第6節 組織体制等の整備</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1) 原子力災害警戒体制</p> <p>県は、次の場合に、原子力災害警戒体制をとる。（第3章 第2節参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において<u>警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）</u>が発生した旨の<u>通報</u>があったとき <p>(2) 原子力災害警戒本部体制</p> <p>県は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。（第3章 第2節参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における<u>特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報</u>があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正（事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる） 事業所外運搬に関しては、従前どおり「特定事象」の通報となるが、法該当条項を明確化

<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所における特定事象発生時の通報があったとき 知事が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき 知事が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる)
<p>(3) 災害対策本部体制</p> <p>県は、次の場合に、災害対策本部体制をとる。(第3章 第2節参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において<u>原子力緊急事態(原災法第15条に規定される事態)が発生した場合</u> 知事が必要と認めたとき 	<p>(3) 災害対策本部体制</p> <p>県は、次の場合に、災害対策本部体制をとる。(第3章 第2節参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において<u>全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき</u> 知事が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる)
<p>2 オフサイトセンターへの職員派遣体制</p> <p>県は、<u>特定事象</u>が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は<u>原子力緊急事態が発生し</u>、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が開催される場合に、オフサイトセンターにおいて迅速かつ適切に情報収集、伝達、その他必要な活動が実施できるよう、あらかじめ職員を指定し、必要な資機材を整備し、派遣方法、役割分担を定める等、職員派遣体制を整備しておくものとする。</p>	<p>2 オフサイトセンターへの職員派遣体制</p> <p>県は、<u>施設敷地緊急事態</u>が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は<u>内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出後に</u>、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が開催される場合に、オフサイトセンターにおいて迅速かつ適切に情報収集、伝達、その他必要な活動が実施できるよう、あらかじめ職員を指定し、必要な資機材を整備し、派遣方法、役割分担を定める等、職員派遣体制を整備しておくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正
<p>第8節 広域防災体制の整備</p> <p>6 専門家の派遣要請手続の整備</p> <p>県は、<u>警戒事象又は特定事象発生時の通報・連絡</u>を受けた場合に、国に対して必要に応じて行う事態の把握のための専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請の手続きを、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第8節 広域防災体制の整備</p> <p>6 専門家の派遣要請手続の整備</p> <p>県は、<u>警戒事態又は施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報</u>を受けた場合に、国に対して必要に応じて行う事態の把握のための専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請の手続きを、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる)
<p>7 <u>緊急被ばく医療チーム</u>派遣要請体制の整備</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる<u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>の派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>7 <u>被ばく医療に係る医療チーム</u>派遣要請体制の整備</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>の派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急被ばく医療派遣チーム」の名称変更に伴う修正
<p>第9節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>(前略)</p> <p>緊急時における初動時の環境放射線量等のモニタリング(以下「<u>緊急時モニタリング</u>」という。)については、県全域をくまなく速やかにモニタリングし、放射性物質による影響の全体像をつかむ第一段階モニタリングと、その結果を踏まえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域において重点的なモニタリングを行う第二段階モニタリングで構成する。</p> <p><u>また</u>、緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備等を<u>マニュアル</u>に定め、県全域における緊急時モニタリングの<u>実施</u>体制を整備する。</p> <p>国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、<u>国の原子力災害対策本部の総合調整</u>のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>第9節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>(前略)</p> <p>緊急時における初動時の環境放射線量等のモニタリングについては、県全域をくまなく速やかにモニタリングし、放射性物質による影響の全体像をつかむ第一段階モニタリングと、その結果を踏まえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域において重点的なモニタリングを行う第二段階モニタリングで構成する。</p> <p>国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、<u>国の統括の下設置される緊急時モニタリングセンターの指揮</u>のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施する<u>ほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。</u></p> <p><u>これらを踏まえた</u>緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備等を<u>あらかじめ</u>定め、県全域における緊急時モニタリング体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の統括の下「緊急時モニタリングセンター」が設置される旨が原子力災害対策指針に規定されたことに伴う修正 分かりやすい記載順への修正
<p>1 <u>緊急時モニタリングマニュアルの策定</u></p> <p>県は、指針及びシミュレーション結果等に基づき、緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備、要員の確保、関係機関との連携体制等を「<u>緊急時モニタリングマニュアル</u>」で定める。</p>	<p>1 <u>緊急時モニタリング計画等の作成</u></p> <p>県は、指針及びシミュレーション結果等に基づき、緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備、要員の確保、関係機関との連携体制等を「<u>緊急時モニタリング計画</u>」並びに<u>その詳細を記すマニュアル</u>で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「緊急時モニタリング計画」を各県で定めることが規定されたことに伴う修正

<p>3 緊急時モニタリング体制の整備 県は、<u>特定事象通報後</u>に行う緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>4 関係機関との<u>協力体制の整備</u> 県は、国、市町村、原子力事業者及びその他関係機関と、モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図るとともに、<u>国、原子力事業者及びその他関係機関から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担についてあらかじめ調整しておく。</u> <u>国の原子力災害対策本部の総合調整に基づく緊急時モニタリング実施計画が策定された場合は、当該計画に基づくモニタリングを実施し、その結果を同本部に報告するなど、関係機関と密接に連携し、必要な支援を要請する。</u> <u>また、国の緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングの実施の他、必要に応じ、県独自のモニタリングを実施する。</u></p>	<p>3 <u>要員の確保</u> 県は、<u>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報後</u>に行う緊急時モニタリングを、迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>4 関係機関との<u>連携の強化</u> 県は、国、市町村、原子力事業者及びその他関係機関と、<u>定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて、</u>モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図るとともに、<u>測定技術の向上に努める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正（事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる） 関係機関との平時の連携強化について、記載を具体化 モニタリング要員調整に関しては、緊急時モニタリングセンターの業務となる。同センターの業務については緊急時モニタリング計画に記載するため、地域防災計画からは削除 前文と重複する記述の削除
<p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 県は、<u>原子力緊急事態</u>となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした<u>「原子力災害避難マニュアル」</u>（以下「避難マニュアル」という。）を策定し、市町村の避難計画策定を支援する。また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。</p> <p>1 <u>避難マニュアル・避難計画</u>の策定 (1) <u>避難マニュアル</u>の策定 県は、市町村と連携して、以下の事項を記載した「避難マニュアル」を策定する。 ・避難先の選定・調整の手順、<u>県内各市町村の避難所リスト</u> ・避難元市町村、受入市町村並びに県が実施すべきこと（<u>チェックリスト</u>） 〔避難者数の把握、避難先となる他市町村・他県との調整、輸送手段確保、一時集合場所の指定、<u>駐車スペース確保</u>、避難所開設、食料物資確保 等〕 (2) 避難計画の策定 ①及び② 略 ③対策強化地域*でOILに基づき避難を要する場合 ※県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町 ・県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループで<u>予定されている</u>検討の結果等を踏まえ、考え方を整理 ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施 【OILの指標】 表…略</p>	<p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 県は、<u>全面緊急事態</u>となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした<u>「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」</u>（以下「<u>広域避難方針</u>」という。）を策定し、市町村の避難計画策定を支援する。また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。</p> <p>1 <u>避難計画等</u>の策定 (1) <u>「広域避難方針」</u>の策定 県は、市町村と連携して、以下の事項を記載した「<u>広域避難方針</u>」を策定する。 ・避難先の選定・調整の手順 ・避難元市町村、受入市町村並びに県が実施すべきこと 〔避難者数の把握、避難先となる他市町村・他県との調整、輸送手段確保、一時集合場所の指定、避難所開設、食料物資確保 等〕 (2) 避難計画の策定 ①及び② 略 ③対策強化地域*でOILに基づき避難を要する場合 ※県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町 ・県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループ<u>における</u>検討の結果等を踏まえ、考え方を整理 ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施 【OILの指標】 表…略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正 「原子力災害避難マニュアル」の名称を「<u>原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針</u>」としたこと等に伴う修正 国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループで検討を進めていることに伴う修正
<p>2 避難所等の整備 (1) <u>避難所、スクリーニング実施場所</u>の整備 県は、避難計画を策定する市町村に対し、学校や公民館等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を<u>避難及びスクリーニングの実施場所</u>としてあらかじめ指定するよう、また、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するよう支援・助言する。 (中略) 県は、<u>避難やスクリーニング等の場所</u>として指定された建物については、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、必要に応じ、避</p>	<p>2 避難所等の整備 (1) <u>避難所等</u>の整備 県は、避難計画を策定する<u>前記①の市町村</u>に対し、学校や公民館等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を<u>一時集合場所や避難所</u>としてあらかじめ指定するよう、また、<u>前記②の市町村に対しても、一時集合場所をあらかじめ定めるよう、さらに、その際には要配慮者</u>に十分配慮するよう支援・助言する。 (中略) 県は、<u>避難所</u>として指定された建物については、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、必要に応じ、避難計画を策定する市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニング方法・実施場所等の項目を含む「スクリーニングの基本的な考え方」について、現在、国において検討中であることに伴う修正。 避難所等の選定に係る記述の具体化 災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、同法で規定される用語（「要配慮者」）に修正

<p>難計画を策定する市町村に対して助言する。</p>	<p>に対して助言する。</p>	
<p>3 <u>災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等</u>の整備 県は、避難計画を策定する市町村に対し、<u>災害時要援護者等</u>及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>災害時要援護者等</u>に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備するよう支援・助言する。</p>	<p>3 <u>要配慮者等の避難誘導体制等</u>の整備 県は、避難計画を策定する市町村に対し、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>要配慮者</u>に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備するよう支援・助言する。</p>	<p>・災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、同法で規定される用語（「要配慮者」）に修正</p>
<p>4 避難所・避難方法等の周知 県は、避難計画を策定する市町村に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、国、原子力事業者及び市町村と連携し、<u>警戒事象及び特定事象</u>発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。</p>	<p>4 避難所・避難方法等の周知 県は、避難計画を策定する市町村に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、国、原子力事業者及び市町村と連携し、<u>警戒事態や施設敷地緊急事態</u>発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。</p>	<p>・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正</p>
<p><u>第11節 避難計画策定区域内に所在する学校、医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・防災訓練の実施</u> 避難計画策定区域内に所在する学校、<u>病院等医療機関、社会福祉施設</u>は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）、<u>入院患者、入所者等</u>の安全を確保するため、<u>あらかじめ避難計画を策定する</u>とともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。 また、県及び避難計画策定市町村は、学校、<u>病院等医療機関、社会福祉施設等</u>の管理者が<u>適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練</u>等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。</p>	<p><u>第11節 学校、医療機関等における対応</u> <u>1 学校、保育所等における対応</u> 避難計画策定区域内に所在する学校、<u>保育所等</u>は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、<u>避難指示等が出された場合の保護者による生徒等の引き取り手順、帰宅方法等を定める</u>とともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。 また、県及び避難計画策定市町村は、学校、<u>保育所等</u>の管理者が、適切な<u>防災訓練</u>等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。 <u>なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。</u></p>	<p>・県の放射性物質拡散シミュレーション結果（県内に即時避難を要する区域は現れず）を踏まえ、学校、保育所等においては、直接避難所への避難をせず、保護者による生徒等の引取りの後、避難所への避難は自宅から行う原則としたことに伴う修正</p>
	<p><u>2 病院等医療機関、社会福祉施設における対応</u> <u>病院等医療機関における入院患者や、介護保険施設、障害者支援施設等社会福祉施設における入所者など、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。</u> <u>さらに、原子力災害時については、避難の実施によりかえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する必要がある。</u> <u>これらを踏まえ、避難行動要支援者の広域避難について、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて、重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。</u></p>	<p>・避難行動要支援者の広域避難について、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて、改正災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行うこととされたことに伴う修正</p>
<p>第12節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動体制の整備 <u>1 活動用資機材の整備</u> 県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、体表面汚染測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品等の資機材の確保・整備に努める。 なお、安定ヨウ素剤については、プルーム通過に対しては屋内退避を行うことを基本とし、その到達までに時間的猶予がある場合には、国の判断に基づき、市町村のコンクリート造りの公共施設等で、医療従事者の立会いのもとで服用することを原則とするが、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、配布手順等を指針に明示した段階で、所要の見直しを行う。 安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所とする。 * 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部</p>	<p>第12節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動体制の整備 <u>1 活動用資機材の整備</u> 県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、体表面汚染測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品等の資機材の確保・整備に努める。</p>	<p>・安定ヨウ素剤について、新規項目を設けて記述を充実</p>

<p>である</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</u></p> <p>安定ヨウ素剤については、プルーム通過に対しては屋内退避を行うことを基本とし、その到達までに時間的猶予がある場合には、国の判断に基づき、市町村のコンクリート造りの公共施設等で、医療従事者の立会いのもとで服用することを原則とするが、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、<u>具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で、所要の見直しを行う。</u></p> <p>安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所とする。</p> <p>* 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である</p> <p><u>県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の補足説明資料「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」（平成25年10月9日改定）に記載された事項に基づく追記
<p>第16節 住民等への情報提供体制の整備</p> <p>1 情報項目の整理</p> <p>県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、<u>警戒事象及び特定事象発生後</u>の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>第16節 住民等への情報提供体制の整備</p> <p>1 情報項目の整理</p> <p>県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、<u>情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）又は警戒事態発生後</u>の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。</p> <p>（以下 略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会初動対応マニュアル（平成25年9月9日改正）に情報収集事態が規定され、同事態発生時に関係周辺県に連絡されることとされたことに伴う修正 原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正
<p>2 情報提供体制の整備</p> <p>（前略）</p> <p>情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、<u>災害時要援護者</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自治会、周辺住民、自主防災組織等との協力・連携に努めるものとする。</p>	<p>2 情報提供体制の整備</p> <p>（前略）</p> <p>情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自治会、周辺住民、自主防災組織等との協力・連携に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、同法で規定される用語（「要配慮者」）に修正

新旧対照表

県地域防災計画（現行）	県地域防災計画（修正案）	修正理由
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>本章は、<u>国又は原子力事業者から警戒事象及び特定事象の通報があった場合、及び原災法第15条に基づき</u>緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>本章は、<u>情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</u></p> <p>（以下 略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会初動対応マニュアル（平成25年9月9日改正）に情報収集事態が規定され、同事態発生時に関係周辺県に連絡されることとされたことに伴う修正 原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正
<p>第1節 通報連絡、情報収集活動</p> <p>県は、国又は原子力事業者から、<u>警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態</u>に関する通報・連絡があった場合、速やかに県警察、市町村に通知するとともに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。</p>	<p>第1節 通報連絡、情報収集活動</p> <p>県は、国又は原子力事業者から、<u>情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態</u>に関する通報・連絡があった場合、速やかに県警察、市町村に通知するとともに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同上
<p>1 警戒事象・特定事象発生情報等の通報</p>	<p><u>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡</u></p> <p><u>(1) 情報収集事態が発生した場合</u></p> <p><u>ア 国からの連絡</u></p> <p><u>国は、福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合※には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び揖斐川町に連絡することとされている。</u></p> <p><u>※福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く（この場合は、後述の警戒事態に該当）</u></p> <p><u>イ 県からの連絡</u></p> <p><u>県は、国から連絡を受けた事項について、市町村、県警察に直ちに連絡する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会初動対応マニュアル（平成25年9月9日改正）に情報収集事態が規定され、同事態発生時に関係周辺県に連絡されることとされたことに伴う修正
<p><u>(1) 警戒事態発生</u>の通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者からの通報</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事態として、国へ連絡する。</p> <p>イ 国からの連絡</p> <p>国は、<u>警戒事態の発生を確認するとともに、関係省庁及び県に連絡し、公衆に対し情報提供を行う</u>ものとされている。</p> <p>ウ 略</p>	<p><u>(2) 警戒事態に関する</u>通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者からの通報</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、<u>警戒事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。</u></p> <p><u>なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 国からの連絡</p> <p>国は、<u>警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び揖斐川町に連絡する</u>ものとされている。</p> <p>ウ 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 （事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる） 原子力事業者防災業務計画に、揖斐川町への直接通報が規定されたことに伴う修正
<p><u>(2) 原子力事業者からの特定事象発生</u>の通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者からの通報</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、<u>特定事象発生後</u>又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>イ 国からの連絡</p> <p>国は、当該事象について、<u>原子力緊急事態</u>を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の見通し等事故情報について、県及び県警察に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。</p> <p>ウ 県からの連絡</p> <p>略</p> <p>エ 原子力防災専門官からの連絡</p>	<p><u>(3) 施設敷地緊急事態に関する</u>通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者からの通報</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、<u>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合</u>又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>イ 国からの連絡</p> <p>国は、当該事象について、<u>施設敷地緊急事態発生の確認と原子力緊急事態宣言</u>を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の見通し等事故情報について、県、県警察及び揖斐川町に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。</p> <p>ウ 県からの連絡</p> <p>略</p> <p>エ 原子力防災専門官からの連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同上

<p>イ 原子力災害警戒体制の廃止 原子力災害警戒体制の廃止は、以下の基準によるものとする。 ① 発電所の状況に鑑み、特定事象に至るおそれなくなり、国や原子力事業所 所在県においても原子力災害警戒体制を解除することとなったとき ② 略</p>	<p>イ 原子力災害警戒体制の廃止 原子力災害警戒体制の廃止は、以下の基準によるものとする。 ① 発電所の状況に鑑み、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子 力事業所所在県においても原子力災害警戒体制を解除することとなったとき ② 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正</p>
<p>(3) 原子力災害警戒本部体制 県は、原子力事業所における特定事象発生の通報があった場合等、前記(1)の設 置基準に該当する場合には、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速や かに職員の非常参集、情報収集・連絡体制、緊急時モニタリング体制の確立等、必要 な体制をとるとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連 携を図る。 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班について は、下表のとおりとする。 下表…略 ウ 略</p>	<p>(3) 原子力災害警戒本部体制 県は、原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報 があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする原 子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制、緊急時 モニタリング体制の確立等、必要な体制をとるとともに、国、市町村、原子力事業者、 その他防災関係機関と密接な連携を図る。 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班について は、下表のとおりとする。 <u><下表のみ修正></u> <u>・ヘリ統制チームの構成班中「生活安全総括班」→「地域総括班」、食料物資チー ムの構成班中「環境生活政策班」→「県民生活相談センター班」、交通対策チー ムの構成班に「河川班」「砂防班」を追加</u> <u>・「国の緊急被ばく医療チームの派遣(支援要請と受入)に関すること」→「国の 『被ばく医療に係る医療チーム』の派遣(支援要請と受入)に関すること」</u> ウ 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル(EAL)が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる) ・岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の改正に伴う修正 ・「緊急被ばく医療派遣チーム」の名称変更に伴う修正</p>
<p>(4) 災害対策本部体制 県は、原子力事業所において原子力緊急事態が発生した場合等、前記(1)の設 置基準に該当する場合には、知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、 国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図りつつ、緊急時 応急対策を講じる。 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下 表のとおりとする。 下表…略 ウ 略</p>	<p>(4) 災害対策本部体制 県は、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報が あった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする災 害対策本部を設置するとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関 と密接な連携を図りつつ、緊急時応急対策を講じる。 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 <u><下表のみ修正></u> <u>・「国の緊急被ばく医療チームの派遣(支援要請と受入)に関すること」→「国の『被ばく医 療に係る医療チーム』の派遣(支援要請と受入)に関すること」</u> ウ 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル(EAL)が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる) ・「緊急被ばく医療派遣チーム」の名称変更に伴う修正</p>
<p>3 オフサイトセンターへの職員派遣 県は、特定事象が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議 を開催する場合、又は原子力緊急事態が発生し、オフサイトセンターにおいて原子力 災害合同対策協議会が開催される場合には、職員を同センターに派遣する。 (以下 略)</p>	<p>3 オフサイトセンターへの職員派遣 県は、施設敷地緊急事態が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策 連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンター において原子力災害合同対策協議会が開催される場合には、職員を同センターに派遣 する。 (以下 略)</p>	<p>・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正</p>
<p>4 専門家の派遣要請 (1) 国の専門家の派遣要請 県は、特定事象発生の通報等がなされた場合、必要に応じ、国及び関係機関に対 して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。</p>	<p>4 専門家の派遣要請 (1) 国の専門家の派遣要請 県は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報等がなされた場合、 必要に応じ、国及び関係機関に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を 要請する。</p>	<p>・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル(EAL)が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる)</p>
<p>第3節 防災業務関係者の安全確保 3 防災業務関係者の被ばく管理 (3) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請 県、県警察、被災市町村は、国の緊急時医療本部及び緊急被ばく医療派遣チーム</p>	<p>第3節 防災業務関係者の安全確保 3 防災業務関係者の被ばく管理 (3) 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請 県、県警察、被災市町村は、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チー</p>	<p>・「緊急被ばく医療派遣チーム」の名称変更に伴う修正</p>

<p>と、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、<u>緊急被ばく医療チーム</u>等の派遣要請を行う。</p>	<p><u>△</u>と、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>等の派遣要請を行う。</p>	
<p>第4節 緊急時モニタリング活動</p> <p>県は、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に提供し、住民の安全確保を図るため、緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める<u>「緊急時モニタリングマニュアル」</u>に基づき、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度並びに水道水、葉菜等の環境試料の測定（以下「緊急時モニタリング」という。）を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、<u>同委員会の統括のもと</u>、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>第4節 緊急時モニタリング活動</p> <p>県は、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に提供し、住民の安全確保を図るため、緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める<u>「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記したマニュアル</u>に基づき、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度並びに水道水、葉菜等の環境試料の測定（以下「緊急時モニタリング」という。）を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、<u>国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターの指揮のもと</u>、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施する<u>ほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「緊急時モニタリング計画」を各県で定めることが規定されたことに伴う修正 国の統括の下「緊急時モニタリングセンター」が設置される旨が原子力災害対策指針に規定されたことに伴う修正
<p>1 緊急時モニタリングの<u>体制等</u></p> <p><u>(1) 緊急時モニタリングチームの設置</u></p> <p>県は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、直ちにこれら本部内に緊急時モニタリングチームを設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制を確立し、緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>1 緊急時モニタリングの<u>体制</u></p> <p>県は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、直ちにこれら本部内に緊急時モニタリングチームを設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制を確立し、緊急時モニタリングを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 後記「(2) 緊急時モニタリングチームの組織及び業務」の記載を削除することに伴う、項目名の削除
<p><u>(2) 緊急時モニタリングチームの組織及び業務</u></p> <p><u>緊急時モニタリングチームは、チームリーダー及び評価班、情報収集班、環境調査班で構成する。</u></p> <p><u>各班の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 評価班</u></p> <p><u>①緊急時モニタリング重点地域の見直しに関すること</u></p> <p><u>②モニタリング結果の解析・評価に関すること</u></p> <p><u>③大気中放射性物質の拡散予測（SPEEDI予測結果、気象予報の収集・分析）に関すること</u></p> <p><u>イ 情報収集班</u></p> <p><u>①緊急時モニタリングデータの収集・集約に関すること</u></p> <p><u>②緊急時モニタリングに必要な情報の収集に関すること</u></p> <p><u>③原子力災害合同対策協議会の放射線班への報告、連絡調整に関すること</u></p> <p><u>④関係機関との連絡調整に関すること</u></p> <p><u>ウ 環境調査班</u></p> <p><u>①空間放射線量率の移動測定に関すること</u></p> <p><u>②大気中放射性物質の測定に関すること</u></p> <p><u>③環境試料の測定に関すること</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 県のモニタリングマニュアルと記載が重複する詳細事項を、地域防災計画本文から削除
	<p>2 <u>緊急時モニタリング等の実施</u></p> <p><u>(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p>県は、<u>固定モニタリングポストの稼働状況を確認し、異常がある場合には、可搬式モニタリングポストの設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会初動対応マニュアル（平成25年9月9日改正）に情報収集事態が規定され、同事態発生時に関係周辺県に連絡されることとされたことに伴い、同事態発生時の環境放射線モニタリングについて規定
<p>2 <u>平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備</u></p> <p>県は、国から<u>警戒事象</u>発生連絡を受けた場合には、県内全域において平常時のモニタリング（空間放射線量率）を強化し、結果を取りまとめ、国に連絡する。また、県は、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。</p>	<p><u>(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p>県は、国から<u>警戒事態</u>発生連絡を受けた場合には、県内全域において平常時のモニタリング（空間放射線量率）を強化し、結果を取りまとめ、国に連絡する。また、県は、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正

<p>さらに、県は、関係機関と連携し、モニタリングデータの共有を行う。</p>	<p>さらに、県は、関係機関と連携し、モニタリングデータの共有を行う。</p>	
<p>3 初動段階の緊急時モニタリングの実施 県は、特定事象の通報があった場合は、以下の考え方にに基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。 また、その結果を取りまとめ、国、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に報告するとともに、近隣県におけるモニタリング結果の情報収集を行う。 国の原子力災害対策本部の総合調整に基づく緊急時モニタリング実施計画が策定された場合は、当該計画に基づくモニタリングを実施し、その結果を同本部に報告するなど、関係機関と密接に連携し、必要な支援を要請する。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング実施の考え方 県は、特定事象の通報があった場合は、第一段階モニタリングとして、県内への影響の全体像を把握するため、あらかじめ定めたモニタリングルートによる県全域の速やかなモニタリングを実施する。 また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。 これらの結果を踏まえ、避難等の対策実施地域の特定を行うものとする。</p> <p>(2) モニタリング実施体制 ア 第一段階モニタリング体制 <u>・マニュアルで設定したルートに従い、1 ルート 1 班 2 名体制で、空間放射線量の移動モニタリングを実施する。</u> <u>・本県における主な放射性物質流入ルートの最上流部において、放射性ヨウ素サンプラーによる放射性ヨウ素の測定を実施する。</u> <u>・県庁に設置した緊急時モニタリングチームにより、固定型モニタリングポストのリアルタイムデータ及び移動モニタリングデータを集約・分析し、県本部及び国へ報告する。</u> イ 第二段階モニタリング体制 <u>・上記アの結果を踏まえ、県庁に設置した緊急時モニタリングチームが圏域間の支援調整等を行い、必要な人員を確保するなど、重点的なモニタリング体制を構築する。</u></p>	<p>(3) 初動段階の緊急時モニタリング 県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、以下の考え方にに基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。 また、その結果を取りまとめ、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターに報告するとともに、近隣県におけるモニタリング結果の情報収集を行う。</p> <p>【初動段階の緊急時モニタリング実施の考え方】 県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、第一段階モニタリングとして、県内への影響の全体像を把握するため、あらかじめ定めたモニタリングルートによる県全域の速やかなモニタリングを実施する。 また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。 これらの結果を踏まえ、避難等の対策実施地域の特定を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施計画策定後の緊急時モニタリング 国により緊急時モニタリング実施計画が策定された場合は、当該計画に基づくモニタリングを実施し、その結果を緊急時モニタリングセンターに報告するなど、関係機関と密接に連携し、必要な支援を要請する。 <u>また、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる) 国の統括の下「緊急時モニタリングセンター」が設置される旨が原子力災害対策指針に規定されたことに伴う修正 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる) 県のモニタリングマニュアルと記載が重複する詳細事項を、地域防災計画本文から削除 分かりやすい記載順への修正 国の統括の下「緊急時モニタリングセンター」が設置される旨が原子力災害対策指針に規定されたことに伴う修正
<p>4 国による緊急時モニタリング実施計画の策定とその改定への参画 国は、特定事象の通報があった段階で、周辺住民の居住の分布及び地形を考慮し、事故の状況及び気象予測を参考に、指針に基づき、「緊急時モニタリング実施計画」を策定するものとされており、<u>これが策定された以降は、国の原子力災害対策本部の総合調整のもと、緊急時モニタリングを実施し、その結果を同本部に報告する。</u> 国の原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ緊急時モニタリングの実施及び支援について調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定することから、県は、関係省庁、原子力事業者とともに会議に参画し、この改定に協力するとともに、必要な支援を要請する。 <u>また、国の緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングの実施の他、必要に応じ、県独自のモニタリングを実施する。</u></p>	<p>3 国による緊急時モニタリング実施計画の策定とその改定への参画 国は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった段階で、周辺住民の居住の分布及び地形を考慮し、事故の状況及び気象予測を参考に、指針に基づき、「緊急時モニタリング実施計画」を策定するものとされている。 国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定することとされており、県は、緊急時モニタリングセンターを通してこの改定に協力するとともに、必要な支援を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる) 記載の重複の削除 国の統括の下「緊急時モニタリングセンター」が設置される旨が原子力災害対策指針に規定されたことに伴う修正等
<p>6 緊急時における公衆の被ばく線量の把握</p>	<p>5 緊急時における公衆の被ばく線量の把握</p>	

<p>県は、<u>特定事象</u>の通報がなされた場合は、国及び指定公共機関と連携し、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。</p>	<p>県は、<u>施設敷地緊急事態に該当する事象</u>の通報がなされた場合は、国及び指定公共機関と連携し、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる)
<p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動</p> <p>県は、<u>特定事象の通報</u>の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況等を踏まえ、県独自の予防的対応（屋内退避等）の実施について、総合的に判断する。</p> <p>また、緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、指針を踏まえた国の指示に基づき、該当市町村に対し、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示を行うべきことを伝達する。住民避難の支援が必要な場合は、市町村と連携し、国に支援を要請する。</p>	<p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動</p> <p>県は、<u>施設敷地緊急事態発生</u>の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況等を踏まえ、県独自の予防的対応（屋内退避等）の実施について、総合的に判断する。</p> <p>また、緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、指針を踏まえた国の指示等に基づき、該当市町村に対し、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示を行うべきことを伝達する。住民避難の支援が必要な場合は、市町村と連携し、国に支援を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正
<p>1 避難・屋内退避の対応方針</p> <p>(1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）</p> <p>県は、<u>特定事象の通報</u>の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況、モニタリング結果等を踏まえ、該当市町村の意見を聞いた上で、総合的に判断する。</p> <p>表…略</p> <p>(2) 避難等に係る判断、指示</p> <p>国の原子力災害対策本部は、<u>特定事象の通報後</u>、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村（被災市町村）に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 避難・屋内退避の対応方針</p> <p>(1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）</p> <p>県は、<u>施設敷地緊急事態発生</u>の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況、モニタリング結果等を踏まえ、該当市町村の意見を聞いた上で、<u>県独自の予防的対応（屋内退避等）の実施について</u>、総合的に判断する。</p> <p><u><表の修正></u></p> <p><u>・最左列「原災法10条」「15条」→「〇〇事態（原災法〇条）」</u></p> <p>(2) 避難等に係る判断、指示</p> <p>国の原子力災害対策本部は、<u>施設敷地緊急事態発生</u>の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村（被災市町村）に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。</p> <p>(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正 ・何を総合的に判断するのかを、具体的に記載 ・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正 ・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正
<p>2 避難の実施</p> <p>(1) 避難先の決定</p> <p>ア 略</p> <p>イ 上記アによりがたい場合であって、県内他市町村への避難が必要な場合</p> <p>県及び被災市町村は、<u>避難マニュアル</u>に基づき、受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。</p> <p>ウ 上記アによりがたい場合であって、県外への避難が必要な場合</p> <p>県及び被災市町村は、<u>避難マニュアル</u>に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>2 避難の実施</p> <p>(1) 避難先の決定</p> <p>ア 略</p> <p>イ 上記アによりがたい場合であって、県内他市町村への避難が必要な場合</p> <p>県及び被災市町村は、<u>「広域避難方針」</u>に基づき、受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。</p> <p>ウ 上記アによりがたい場合であって、県外への避難が必要な場合</p> <p>県及び被災市町村は、<u>「広域避難方針」</u>に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。</p> <p>(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害避難マニュアル」の名称を「<u>原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針</u>」としたことに伴う修正
<p>(2) 避難手段の確保</p> <p>避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、被災市町村及び県が所有する車両又は被災市町村及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行うものとする。</p> <p>なお、県は、上記対策によっても輸送能力が不足する場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。</p>	<p>(2) 避難手段の確保</p> <p>避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、被災市町村及び県が所有する車両又は被災市町村及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行うものとする。</p> <p>なお、<u>県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p><u>また、</u>県は、上記対策によっても輸送能力が不足する場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の H25.6 改正に伴う修正 (運送事業者である指定（地方）公共機関が、正当な理由なく支援要請に応じない場合、運送を行うよう指示する旨の規定追加)

<p>3 避難所 (1) 避難所の確保 県は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援する。 県、被災市町村は、国と連携し、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 県、被災市町村は、国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p>	<p>3 避難所 (1) 避難所の確保 県は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援する。 県、被災市町村は、国と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、<u>可能な限り早い段階から</u>、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、<u>並びに旅館やホテル等のあっせん及び活用等</u>、<u>二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める</u>。</p>	<p>・早期移転のための取組みを具体的に記載するよう修正</p>
<p>第6節 <u>災害時要援護者</u>への配慮 県は、被災市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮する。 <u>特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦</u>の避難所での健康状態の把握等に努める。 また、応急仮設住宅への入居については、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	<p>第6節 <u>要配慮者</u>への配慮 県は、被災市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、<u>要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等</u>に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。 また、応急仮設住宅への入居については、<u>要配慮者</u>に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	<p>・災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、同法で規定される用語（「要配慮者」）に修正</p>
<p>第7節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動 1 組織等 (1) 医療救護チームの設置 県は、原子力災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急対策チームとして「医療救護チーム」を設置するとともに、<u>国に対し緊急被ばく医療派遣チーム</u>による支援・指導を要請する。 (2) 医療救護チームの業務 県の医療救護チームは、国の<u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>からの指導・助言を受けつつ、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動を統括する。 (以下 略)</p>	<p>第7節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動 1 組織等 (1) 医療救護チームの設置 県は、原子力災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急対策チームとして「医療救護チーム」を設置するとともに、<u>国の被ばく医療に係る医療チーム</u>による支援・指導を要請する。 (2) 医療救護チームの業務 県の医療救護チームは、国の<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>からの指導・助言を受けつつ、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動を統括する。 (以下 略)</p>	<p>・「緊急被ばく医療派遣チーム」の名称変更に伴う修正</p>
<p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等 (1) 安定ヨウ素剤の配布準備 県は、下表の地域の住民に安定ヨウ素剤を速やかに配布できるよう、事態の推移に応じて、薬剤の調合開始、安定ヨウ素剤の搬送及び関係協力機関への医師、保健師、薬剤師等の医療従事者の派遣要請を行い、安定ヨウ素剤の配布の準備を行う。 なお、配布場所、配布対象人数等について、県と被災市町村は、迅速かつ密接に情報を共有する。</p>	<p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等 本文 略 <u><下表のみ修正></u> <u>・「原災法第10条通報」→「施設敷地緊急事態に該当する事象の通報（原災法第10条）」、「原災法第15条（原子力緊急事態）」→「全面緊急事態に該当する事象の通報（原災法第15条）」</u></p>	<p>・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる)</p>
<p>(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示 県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配付し、その服用を指示*する。 <u>*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、配布場所（事前配布の可否等）、医療従事者立会い等については、指針に明示されるまでの間、当面は、従前の「原子力防災指針」（原子力安全委員会 平成22年8月最終改定）並びに「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方」（同委員会原子力施設等防災専門部会 平成14年4月策定）に基づくものとする。</u> <u>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、配布手順等を指針に明示した段階で所要の見直しを行う。</u></p>	<p>(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示 県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配付し、その服用を指示*する。 <u>*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤配布・服用に関する解説書」（原子力規制庁 平成25年10月9日改定）に基づくものとする。</u> <u>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</u></p>	<p>・「安定ヨウ素剤配布・服用に関する解説書」（原子力規制庁 平成25年10月9日改定）が示されたことに伴う修正</p>

<p>第9節 緊急輸送活動 (2) 緊急輸送の順位 緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。 第1位 <u>人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送</u> 第2位から第5位 略</p>	<p>(2) 緊急輸送の順位 緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。 第1位 <u>人命救助、救急活動に必要な輸送</u> 第2位から第5位 略</p>	<p>・オフサイトセンター（現地）で、対応方針決定を行わないことに伴う見直し</p>
<p>第10節 県民等への的確な情報提供活動 1 県民等への情報提供活動 (3) 広報内容及び<u>災害時要援護者</u>への配慮 (前略) その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、<u>高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者</u>に配慮した情報提供を行う。</p>	<p>第10節 県民等への的確な情報提供活動 1 県民等への情報提供活動 (3) 広報内容及び<u>要配慮者</u>への配慮 (前略) その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、<u>要配慮者</u>に配慮した情報提供を行う。</p>	<p>・災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、同法で規定される用語（「要配慮者」）に修正</p>
<p>2 県民等からの問い合わせに対する対応 略</p>	<p>2 県民等からの問い合わせに対する対応 <u>(1) 問い合わせ窓口の設置</u> 略</p>	<p>・後記（2）を追加することに伴うタイトルの追加</p>
<p>略</p>	<p><u>(2) 安否情報の照会への対応</u> 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、<u>県警察、市町村、消防機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</u></p>	<p>・災害対策基本法の H25.6 改正に伴う修正（安否情報の照会に係る規定追加）</p>
<p>第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策 県は、近県事業者との交換文書に基づき、近県事業者から、<u>警戒事象及び特定事象の通報があった場合、及び近県事業所において原子力緊急事態が発生した場合、</u>本章第2節第1項に記載する活動体制をとる。 (以下略)</p>	<p>第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策 県は、近県事業者との交換文書に基づき、近県事業者から、<u>警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報があった場合、</u>本章第2節第1項に記載する活動体制をとる。 (以下略)</p>	<p>・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正（事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる）</p>
<p>1 <u>警戒事象・特定事象</u>発生情報等の通報 <u>(1) 警戒事象発生</u>の通報があった場合 ア 近県事業者からの通報 近県事業者は、<u>原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、</u>国へ連絡し、国の確認を受けることとされている。 近県事業者は、国による<u>警戒事象</u>発生の確認の後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。 イ 略</p>	<p>1. <u>施設敷地緊急事態等</u>発生情報等の通報 <u>(1) 警戒事態に関する</u>通報があった場合 ア 近県事業者からの通報 近県事業者は、<u>警戒事態に該当する事象の発生後、</u>国へ連絡し、国の確認を受けることとされている。 近県事業者は、国による<u>警戒事態</u>発生の確認の後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。 イ 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正（事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる）</p>
<p><u>(2) 特定事象発生</u>の通報があった場合 ア 近県事業者からの通報 近県事業者は、<u>特定事象</u>発生後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。 (以下略) イ 略</p>	<p><u>(2) 施設敷地緊急事態に関する</u>通報があった場合 ア 近県事業者からの通報 近県事業者は、<u>施設敷地緊急事態に該当する事象の</u>発生後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。 (以下略) イ 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正（事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる）</p>
<p>2 応急対策活動情報の連絡 (1) <u>特定事象</u>発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア及びイ 略</p>	<p>2 応急対策活動情報の連絡 (1) <u>施設敷地緊急事態</u>発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア及びイ 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の用語に合わせるための修正</p>

<p>(2) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 派遣職員の業務 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、<u>原子力事業者</u>、その他防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。</p>	<p>(2) <u>全面緊急事態における連絡等</u> (緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等)</p> <p><u>ア 近県事業者からの通報</u> <u>近県事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。</u> <u>なお、県は通報を受けた事象に対する近県事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県の連絡</u> <u>県は、近県事業者から連絡を受けた事項について、市町村、県警察、関係する指定地方公共機関に連絡する。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 派遣職員の業務 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、<u>近県事業者</u>、その他防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる) 誤記修正
<p>3 活動体制の確立 近県事業者から、<u>警戒事象及び特定事象の通報があった場合、及び近県事業所において原子力緊急事態が発生した場合</u>、本章第2節第1項に記載する活動体制をとる。</p>	<p>3 活動体制の確立 近県事業者から、<u>警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報があった場合</u>、本章第2節第1項に記載する活動体制をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改定により、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分された緊急時活動レベル（EAL）が細かく規定されたことに伴う修正 (事業者からは、それぞれの事態に該当する事象の通報がされる)

新旧対照表

県地域防災計画（現行）	県地域防災計画（修正案）	修正理由
第4章 原子力災害中長期対策 略	第4章 原子力災害中長期対策 略	修正なし

新旧対照表

県地域防災計画（現行）	県地域防災計画（修正案）	修正理由
<p>第5章 複合災害対策 第2節 災害事前対策 5 避難収容活動体制の整備</p> <p>県は、複合災害により、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合に備え、市町村と連携して避難先の選定・調整の手順等を記した「<u>避難マニュアル</u>」を策定し、さらに、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定等を締結する等、体制整備に努める。</p>	<p>第5章 複合災害対策 第2節 災害事前対策 5 避難収容活動体制の整備</p> <p>県は、複合災害により、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合に備え、市町村と連携して避難先の選定・調整の手順等を記した「<u>広域避難方針</u>」を策定し、さらに、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定等を締結する等、体制整備に努める。</p>	<p>・「原子力災害避難マニュアル」の名称を「<u>原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針</u>」としたことに伴う修正</p>
<p>第3節 災害応急対策 5 避難等の防護活動 (1) 避難等</p> <p>県、被災市町村及びその他防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。</p> <p>その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行うものとする。</p> <p>また、県、市町村及びその他防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。</p> <p>なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市町村、その他防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、「<u>避難マニュアル</u>」に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。</p>	<p>第3節 災害応急対策 5 避難等の防護活動 (1) 避難等</p> <p>県、被災市町村及びその他防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。</p> <p>その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行うものとする。</p> <p>また、県、市町村及びその他防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。</p> <p>なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市町村、その他防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、「<u>広域避難方針</u>」に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。</p>	<p>・「原子力災害避難マニュアル」の名称を「<u>原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針</u>」としたことに伴う修正</p>